

平成27年度 情報公開実施状況

町は、町民の知る権利を尊重し、町民の町政への理解と信頼の確保を目的とした紫波町情報公開条例を制定しています。この条例に基づいた、平成27年度の情報開示状況をお知らせします。

行政文書開示請求などの処理状況

1. 行政文書の開示の請求の処理状況 条例第5条の規定に基づく開示請求の状況は次表のとおりです。

請求件数	開示・非開示等の決定状況					開示率
	全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	
A	B	C	D	E	F	B+C/A-E-F
6	5			(1)※	1	100%

※同一の請求において、全部開示および不存在の決定があったもの。

2. 実施機関別処理状況 実施機関別の開示請求および本人情報の開示申出の状況は次表のとおりです。

実施機関	区分	請求対象件数	内訳					
			全部開示	部分開示	非開示	不存在	取下げ	
町長部局	請求	897	534	0	0	362	1	
内訳	生活部	請求	18	11			7	
	産業部	請求	69	59			10	
	建設部	請求	797	453			344	
	経営支援部	請求	13	11			1	1
教育委員会	請求	104	72			32		
選挙管理委員会	請求							
監査委員	請求							
農業委員会	請求							
固定資産評価審査委員会	請求							
水道事業管理者	請求							
議会	請求							

3. 非開示理由別内訳 条例第6条の各号（非開示情報）のいずれかに該当し、非開示または部分開示と決定したものはありませんでした。

不服申立の状況 開示決定などについての行政不服審査法による不服申立てはありませんでした。

開示の実施状況

区分	件数	
開示件数	5件	
内訳	資料の閲覧	0件
	口頭での説明	0件
	資料の提供	0件
	写しの交付	5件



新しい行政不服審査制度がスタートしました

行政庁の違法または不当な処分などに関し、不服を申し立てることができる制度（行政不服審査制度）が見直され、4月1日から施行されました。町でも関係条例の整備などを行いましたので、主な内容についてお知らせします。

1 審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

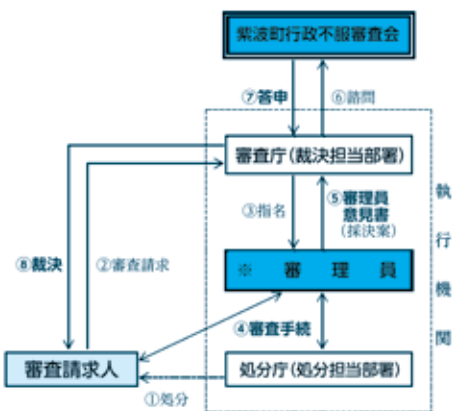
審理の公正性・透明性を高めるため、処分に関与していない職員が審理員として審理手続を行います。また、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者から成る第三者機関（紫波町行政不服審査会）が裁決の妥当性をチェックします。

2 審理手続の充実など

不服申立ての種類が審査請求に一元化されるとともに、審査請求人が適切な主張・反論を行うことができるよう、手続を充実・拡大しました。

3 審査請求期間の延長

審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を60日から3カ月に延長しました。



【問合せ】総務課 総務秘書室
☎672-2111 内線2340